

令和元年6月20日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13136

研究課題名（和文）トランスジェンダーとインターセックスのスポーツ参加における公平性と倫理の研究

研究課題名（英文）Fairness and Ethics for sports participation of transgender and intersex athletes

研究代表者

松下 千雅子（Matsushita, Chikako）

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：90273200

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、トランスジェンダーやDSDの選手のスポーツ参加について、包摂的または排除的な態度がどのような価値観に起因しているかを質的および量的データから明らかにした。スポーツにおける「公平性」を考えた際、スポーツに対して真剣になるほど公平性が求められ、遊びの要素が強ければ公平性よりも当事者の気持ちが優先される傾向が明らかになった。スポーツでの公平性を、シスジェンダーの立場から見る公平性とセクシュアルマイノリティから見る公平性が異なることも明らかになった。以上のことから、スポーツイベントにおいて「公平性」は決して絶対的なものではなく、むしろ社会的に構築された恣意的なものであると結論づけられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、セクシュアル・マイノリティのスポーツ参加について、定量調査と定性調査を行い、性差の捉え方やセクシュアル・マイノリティに対する偏見など、トランスジェンダーやインターセックスの選手に対する態度に影響を与える要因を明確にすることができた。本研究の学術的意義は、誰を主体と考えるかで、クィアとフェミニズムの間で公平性と倫理の捉え方が異なることを明らかにした点である。このことにより、クィア理論の理論的発展に貢献することができた。社会的意義として、セクシュアル・マイノリティのスポーツ参加に関する政策提言や、スポーツ指導者に対する教育などに貢献することが期待される。

研究成果の概要（英文）：The participation of transgender and intersex women in sports is a question to seriously consider. The officials of elite sporting events, like the Olympics, have long attempted to maintain “fairness” within the female categorization by excluding non-cisgender females. On the other hand, school sports meets and other lower-level competitions tend to be inclusive of noncisgender people. These two different attitudes suggest that the notion of “fairness” is inconsistent in sports. The current study examined qualitative and quantitative data to investigate how the notion of “fairness” influenced young Japanese people’s inclusive/exclusive attitudes toward transgender women and women with Differences of Sex Development (DSD) in sports events. Our study revealed that gender binarism was shared among young people. Underlying their belief in the idea that the natural body exists was their fear of violating the normalcy of gendered bodies.

研究分野：クィア理論

キーワード：トランスジェンダー インターセックス クィア スポーツ

1. 研究開始当初の背景

男女別スポーツ競技は、生まれたときの性別と本人の性アイデンティティの間に齟齬がない「シスジェンダー」と呼ばれる状態を前提に行われている。そのため、シスジェンダーでない身体を有するアスリートは、そこから排除される傾向にある。このような排除の主な目的は、女性競技における公平性を保つことにあるとされている。これは、シスジェンダー女性の身体能力が、ホルモン治療を受けていないトランスジェンダー女性や DSD (Differences of Sexual Development: 以下 DSD) の女性に比べて劣るという考えに基づいている。

反対に、DSD の女性やトランスジェンダー女性を女性の競技に包摂することは、性的マイノリティの人権保護という倫理を重視する姿勢による。オリンピックをはじめとする国際的なスポーツのメガイベントでは、女性の競技から男性を排除するために、性別確認検査が用いられてきた歴史がある。このような検査は女性アスリートに精神的な苦痛を強いるものであると同時に、性別が検査によって明確に決定されるものでもないことから、問題が指摘されていた。近年では 2009 年に南アフリカのセメンヤ選手、2013 年にインドのチャンド選手が血中のホルモン値を調べる検査を受けた結果、テストステロン値が女性の平均値よりも高いとの理由で、女性競技への出場資格を失ったことが問題となっていた。研究開始当初の社会的背景は、この問題がスポーツ仲裁裁判所(CAS)に持ち込まれ、国際陸上競技連盟(International Association of Athletics Federations: 以下 IAAF)による DSD 女性選手の排除の方針が差し止められて、リオデジャネイロオリンピックが 2016 年に開催された頃であった。結局オリンピックでは DSD を持つとされるセメンヤ選手が女子 800M 走で優勝し、他の選手が不満を漏らしたことが議論を呼んだ。その 2 年後の 2019 年に IAAF は DSD アスリートの女性競技からの排除の方針を再び打ち出した。

2. 研究の目的

このような背景から、DSD の女性やトランスジェンダー女性の女性スポーツへの参加をめぐる問題は、スポーツにおける公平性と人権保護という倫理の問題がコンフリクトするフィールドであると考えられる。つまり女性スポーツに関する議論において、女性選手がフェアにプレーする環境を保つべきだという公平性の追求(トランス女性や DSD の女性の排除へと向かう)と、性的マイノリティの選手が自らの望む形でプレーする環境を整えるべきだとする倫理の追求(トランス女性や DSD の女性の包摂へと向かう)という二つの異なる価値観の間で、二律背反が生じていると言える。そしてまた、彼女らを包摂するか排除するかという議論は、最終的には「女」とは誰か、という根本的な問いにたどり着く。そこで本研究では、公平性と倫理とが相反する原因を明らかにし、さらにフェミニズムの主体とは何かを解き明かすことを目的とした。

性的マイノリティとひとまとめにされる中には、同性愛者、トランスジェンダー、インターセックスなど多様な性が存在し、それぞれが異なるニーズと問題を抱えている。さらに、学校での体育授業や部活動など競技レベルが比較的低い場合は、トランスジェンダーの選手は本人が自認する性での参加が推奨される一方で、高い競技レベルで行われる国際大会では、逆に、トランスジェンダーとインターセックスの性は厳しい検査と排除の対象となっており、競技レベルに応じてダブルスタンダードが存在している。また DSD の場合は、本人がホルモン検査を受けるまで自身が DSD であることを知らないケースもあり、検査によって性アイデンティティが暴かれる「アウティング」の問題を抱えている。以上を踏まえ、本研究では、トランスジェンダーと DSD に対するスポーツ大会での対応を比較し、男女別スポーツにおける倫理と公平性の問題を考察した。

3. 研究の方法

上記の目的のために、本研究では、質問紙を用いた定量調査と、グループディスカッションを中心とした定性調査を行なった。

定量調査では、非シスジェンダーのスポーツ参加に対する包摂的/排除的態度を目的変数とし、説明変数には研究参加者の競争的志向、トランスフォビア、スポーツ・アイデンティティ、フェミニズム的志向に関するスケールを用いた。さらに非シスジェンダーが参加するスポーツ大会をエリートスポーツと非エリートスポーツに分けて包摂/排除的態度を調べた。

定性調査では、セクシュアルマイノリティの大学生、大学生の女性アスリート、大学生の男性アスリート、留学生、高校生の 5 グループに対して約 45 分間のグループディスカッションを行い、構成主義的グラウンデッドセオリーを用いてデータをコード化し、分析した。

4. 研究成果

DSD やトランスジェンダーの選手がスポーツイベントに参加することについて、競技者の大会レベルとホルモン治療の有無、研究参加者の生物学的性差の捉え方、トランスフォビア、スポーツに対する関わり方などが、包括と排除に関する研究参加者の態度を決める要因であることが質的及び量的研究で明らかになった。

スポーツにおける「公平性」を考える際、スポーツに対して真剣になるほど公平性が求められ、遊びの要素が強ければ公平性を多少犠牲にしてもセクシュアル・マイノリティ当事者の気持ち優先される傾向にあった。またスポーツでの公平性を、それが誰にとってのものかという視点に立って考えた場合、シスジェンダーの選手と非シスジェンダーの選手にとっての「公平性」は異なり、この違いは、「女性」をどのように定義するかによるものであることが明らかになった。「女性」の定義が本質主義的見解と構築主義的見解で異なるように、「公平性」も決して絶対的なものではなく、むしろ社会的に構築された恣意的なものであると結論づけられた。

研究成果は以下の論文、学会発表で発表したほか、英語論文にまとめて国際ジャーナルに現在投稿中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6 件)

谷本千雅子・高島亜理沙.(2019).スポーツする身体のジェンダー：トランスジェンダーと DSD. *JunCture*,10. 64-75. (査読無、招待)

谷本千雅子・高島亜理沙.(2017).トランスジェンダーおよびインターセックスのスポーツ大会への参加条件緩和肯定度ー「虹色どまんなかパレード 2016」におけるアンケート調査スポーツとジェンダー研究,15. 6-21. (査読有)

Takashima, Alisa, and Tanimoto, Chikako. (2016). Sport Participation of LGBT and Their Allies in Nagoya: Frequency, Gender Division, and an Alternative Arena. C. M. Tanimoto, ed. *Gender, Sexuality, and Sports*. Graduate School of Languages and Cultures, Nagoya University. 35-43. (査読無)

松下千雅子.(2016).ジェンダー、セクシュアリティ、スポーツ. C. M. Tanimoto, ed. *Gender, Sexuality, and Sports*. Graduate School of Languages and Cultures, Nagoya University. 35-43. (査読無)

〔学会発表〕(計 4 件)

Matsushita, C., Ioana, F, Kawaguchi, K, Tianqi, Z, Mano, Y. (2017, July). From Shadows to Light: LGBTQ Education, Civil Society and Spaces in 21st Century Japan. *Inter-Asia Cultural Studies*. Sungkonghoe University, Seoul.

Matsushita, C. (2017, March). Transnationalizing Gay Games. "Walls" in Anglo-American Literature and Culture. Nagoya University, Nagoya.

Takashima, A, & Matsushita, C. (2017, February). Sport Participation of LGBT and Their Allies in Nagoya Frequency, gender division, and an alternative arena. *Gender, Sexuality, and Sports*. Nagoya University, Nagoya.

谷本千雅子、高島亜理沙.(2018, July). インターセックスの選手はなぜ「ずるい」と思われるのか? 日本スポーツとジェンダー学会. 中京大学.

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。